

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第8号

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和30年美浜町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、給料月額に100分の45を乗じて得た額を加えた額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、給料月額に100分の45を乗じて得た額を加えた額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。